

海外療養費

坂出市国民健康保険の被保険者が海外渡航中に病気やけがで治療を受けたとき、支払った医療費の一部は申請により海外療養費として支給されます。

○手続きについて

海外において

受診した海外の医療機関で、いったん医療費を全額支払います。その医療機関で、治療内容やかかった医療費の証明として、「診療内容明細書」、「領収明細書」を受け取り、保管してください。「入院」、「通院」、「医科」、「調剤薬局」、「歯科」の区分にわけてそれぞれ、1カ月単位で作成してもらってください。

医療機関に診療内容明細書の作成を依頼するときには、**国際疾病分類**に準じるよう依頼してください。

帰国後

市けんこう課 11 番窓口申請してください。

申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 世帯主の口座番号がわかるもの
- ・ 診療内容明細書
- ・ 領収明細書
- ・ パスポートの写し
- ・ その他必要な書類

※診療した現地の医師に受診内容などを問い合わせる場合があります。そのため医療機関への照会についての同意書をご記入いただきます。

※診療内容明細書、領収明細書が外国語で書かれているときには、日本語の翻訳文（翻訳者の住所、氏名を記載）を添付してください。

※請求の期限は、海外での治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。審査後、保険給付対象分が払い戻されます。

○支給される範囲

- ・ 日本国内で保険適用とならない診療や差額ベット代などは給付対象になりません。
- ・ 心臓や肺などの臓器の移植、人工授精などの不妊治療、性転換手術などは給付の対象となりません。
- ・ 診療目的で渡航した場合は給付対象になりません。

○支給される金額

海外では同じ病気でも国や医療機関によって請求される金額は異なります。このため、海外療養費は日本国内の医療機関で同様の病気やけがで治療を受けた場合を標準として、その標準額と海外で実際にかかった医療費とを比較して決定されることとなっています。

○その他

民間の海外旅行損害保険などから治療費（保険金）が支給される場合でも、海外療養費の支給額を減額することはありません。また、診療内容明細書、領収明細書などの作成に費用がかかる場合は、申請者の負担となります。

なお、国外への送金等はできません。

※不正請求防止のため、審査の強化の取組みを実施しています。場合によっては、海外の医療機関に対して文書等により療養内容を確認することもありますので予めご了承ください。また、不正請求に対しては警察と連携の上、厳正な対応を行います。